

京都市告示第446号

平成15年10月10日京都市告示第295号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定）の一部を平成18年3月1日から次のように改正します。

平成17年12月26日

京都市長 榑本 頼兼

「

崇仁市営住宅	第33棟		0.7816
	第41棟		0.9316

」

を

「

崇仁市営住宅	第33棟		0.7816
	第41棟		0.9316
	第(M)1棟		0.9316

」

に改める。

(都市計画局住宅室住宅管理課)